

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

- 長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
- 長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

- 長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 長崎県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例
- 長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例
- 自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例
- 長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例
- 長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県園芸農産物規格条例を廃止する条例
- 長崎県県民の森条例の一部を改正する条例
- 長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
- 長崎県営住宅条例の一部を改正する条例
- 長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 長崎県高等学校等教育改革促進基金条例
- 市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

- 所管課（室）名
- 総務文書課
 - 県民センター
 - 人事課
 - 教育庁教育政策課
 - 警察本部
 - 新行政推進室

 - スマート県庁推進課
 - 市町村課
 - 生活衛生課
 - //
 - 自然環境課
 - 福祉保健課
 - 業務行政室
 - 国保・健康増進課

 - 子ども家庭課
 - 農産加工流通課
 - 林政課
 - 砂防課
 - 建築課
 - 住宅課
 - 議会事務局
 - 教育庁教育政策課
 - 教育庁働きがい推進室

条 例

長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第1号

長崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例
 長崎県公益認定等審議会条例（平成19年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(委員の任命)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号の公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>	<p>(委員の任命)</p> <p>第3条 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第2号

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(開示請求に係る手数料)</p> <p>第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の区分、単位及び金額は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号。以下「<u>手数料条例</u>」という。）別表第1総務部の表3の項に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(手数料条例の規定の準用)</u></p> <p><u>第5条の2 手数料条例第5条及び第6条の規定は、前条の手数料について準用する。</u></p>	<p>(開示請求に係る手数料)</p> <p>第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の区分、単位及び金額は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1総務部の表3の項に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の2の規定は、施行日以降にされる開示請求に係る手数料について適用し、施行日前にされた開示請求に係る手数料については、なお従前の例による。

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第3号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義</p>

は、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 削除

(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。

(4) 略

(5) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(6) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 略

(8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、県と旅行役務提供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

2 略

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいう。

（旅費の支給）

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合のほか、次に掲げる場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会が定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県内旅行 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所とする。以下同じ。）の存する都道府県内における旅行及びこれに隣接する都道府県に包括される市町村のうち在勤庁ごとに定める区域（以下「県外特定地域」という。）内における旅行をいう。

(2) 県外旅行 県内旅行以外の本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。

(4) 略

(5) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 略

2 略

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいう。ただし、「在勤地」という場合には、在勤庁から8キロメートル以内の地域（県外特定地域を含む。）をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会が定めるものを旅費として支給することができる。

<p>(2) <u>第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について第23条、第25条第1項第1号及び第2号並びに第29条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。</u></p> <p>6 <u>第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他次に掲げる事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>(1) <u>交通事故その他前項に規定する者の責めに帰することができない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。</u></p> <p>(2) <u>第1項及び第2項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。</u></p> <p>7 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u> (旅行命令)</p>	<p>6 <u>第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>(旅行命令)</p>
<p>第4条 旅行は、<u>旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。</u></p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に、人事委員会規則で定める事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、これを通知するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。</u> (旅行命令に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従っ</p>	<p>第4条 旅行は、<u>任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によって公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。</u></p> <p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更する必要があると認める場合には、自から又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者が提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u></p> <p>5 <u>旅行命令簿の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。</u> (旅行命令に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下本条において同じ。）に従って旅</p>

て旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2及び3 略

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行諸費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

2 第26条に規定する旅行については、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第6条第1項で定める種目及び第16条から第25条までの規定により定める内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 削除

第11条 削除

行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2及び3 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊費、宿泊手当、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 旅行諸費は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する実費額により支給する。

8 宿泊手当は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

9 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

13 第26条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除く外、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項但書及び前項の規定により計算した日数による。

第11条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在するものが、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費

第13条 削除

(旅費の請求手続)

第14条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費額又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2及び3 略

4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、その後においてその者に支給する給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 略

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道をいう。次項及び第19条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過がある場合において、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要があるときは、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第14条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2及び3 略

4 略

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) 削除
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金
 - ア 第2号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金
 - イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

<p>(5) <u>特別車両料金</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第17条 <u>船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。次項及び第19条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第18条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p>	<p>(5) <u>第3号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</u></p> <p>(6) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第2号又は第3号に規定する運賃、第4号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第4号に規定する急行料金は、次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>特別急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給することができる。</u></p> <p>(2) <u>普通急行料金又は準急行料金は、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>3 <u>第1項第6号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給することができる。</u></p> <p>(船賃)</p> <p>第17条 <u>船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃（寝台料金を除く。）</u></p> <p>(4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(5) <u>第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u></p> <p>(6) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p>(航空賃)</p> <p>第18条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>
---	---

(1) 運賃
 (2) 座席指定料金
 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の運賃の額とする。
 (その他の交通費)

第19条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
 (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行する場合のその他の交通費の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき25円とする。

3 前項の規定によるその他の交通費は、全路程を通算して計算する。

4 略
 (旅行諸費)

第20条 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に人事委員会規則で定める種類の経費を負担した場合は、規則で定める額を旅行諸費として支給することができる。

(包括宿泊費)

第21条の2 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第16条から第19条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を上限とする。
 (宿泊手当)

第21条の3 略

第22条 削除

(転居費)

第23条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第25条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して

(車賃)

第19条 車賃の額は、実費額による。

2 旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行する場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき25円とする。

3 前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 略
 (旅行諸費)

第20条 旅行諸費の額は、1日につき1,500円とする。

2 前項の規定による旅行諸費は、規則で定める公共交通機関を利用する県外旅行の場合に限り支給する。

3 旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行中に規則で定める種類の経費を負担した場合は、前2項の規定にかかわらず、規則で定める額を旅行諸費として支給することができる。

(食卓料)

第22条 食卓料の額は、1夜につき2,400円とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(移転料)

第23条 移転料の額は、次に掲げる額による。

人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第24条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、国内旅行にあつては5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第25条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる（前号に規定する額に相当する額の合計額））
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、次に掲げる額による。

- (1) 赴任に伴う移転前及び移転後の在勤公署が、同一の都道府県の区域にある場合には、赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表の着後手当の5夜分に相当する額
- (2) 前号以外の場合には、第20条第1項に掲げる額の5日分及び赴任に伴い、住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表の着後手当の5夜分に相当する額

(扶養親族移転料)

第25条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行諸費、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、食卓料及び着後手当の2分の1に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行諸費、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額に職員相当の宿泊費及び宿泊手当を加えた額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

<p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p>	<p>(2) 前号の規定に該当する場合を除く外、第23条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について、前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>(3) 第1号アからウまでの規定により旅行諸費、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（在勤地内旅行の旅費）</p>
<p>第27条及び第28条 削除</p>	<p>第27条 在勤地内における旅行について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、それぞれの実費額</p> <p>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、第21条に規定する額の宿泊費及び第21条の2に規定する額の宿泊手当</p> <p>(3) 第20条第3項に該当する場合には、同項の規則で定める額の旅行諸費</p> <p>(4) 第28条各号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合を除くほか、職員が在勤地に赴任を命ぜられた場合で、任命権者が通勤が不能又は著しく困難等の理由により住所又は居所を移転することを必要と認めるときは、移転料として、次条第3号に規定する移転料の額の範囲内で移転に要した実費額を支給する。</p> <p>（在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費）</p> <p>第28条 在勤地以外の同一地域（第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。）内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1) 第20条第2項に規定する旅行のうち公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される同条第1項の規定による旅行諸費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</p> <p>(2) 第20条第2項に規定する旅行以外の旅行のうち鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合は、その実費額</p> <p>(3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合</p>

(退職者等の旅費)

第29条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第30条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第30条の2 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第16条第1項各号、第17条第1項各号、第18条第1項各号並びに第19条第1項各号及び第2項に掲げる各費用について、当該各条及び第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第21条、第21条の2、第23条、第24条及び第25条第1項並びに第8条の規定により計算した額と現に支払った

において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職者等の旅費)

第29条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、退職の日における在勤地から帰住地までの前職務相当の帰住に係る人事委員会規則で定める旅費とする。ただし、その額は、退職の日における在勤地から県庁所在地までの路程に応じて計算した額を超えることができない。

(遺族の旅費)

第30条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序による。同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第25条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第32条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

第34条 削除

(鉄道賃等の特例)

第36条 本邦における旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が人事委員会と協議して定める本邦における旅行又は外国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、第16条第1項第5号及び第17条第1項第4号の規定については、適用しない。

(旅費の返納)

第37条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

(旅費の調整)

第32条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の減額支給)

第34条 第16条第1項の規定にかかわらず、旅行を命ぜられた職員の在勤庁及び当該旅行の目的地がともに同一都府県内（壱岐市及び対馬市の区域を除く。）である場合の鉄道賃の額は、2等の旅客運賃（運賃の等級を設けない線路による旅行の場合はその乗車に要する旅客運賃）及び急行料金によるものとする。

(鉄道賃等の特例)

第36条 本邦における旅行に係る鉄道賃及び船賃並びに外国旅行に係る航空賃の額については、任命権者が人事委員会と協議して定める本邦における旅行又は外国旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第16条第1項第2号中「1等の運賃」とあるのは「2等の運賃」と、第17条第1項第2号中「上級の運賃」とあるのは「下級の運賃」として、これらの規定を適用し、第16条第1項第5号及び第17条第1項第5号の規定については、適用しない。

別表 旅費（第23条、第24条関係）

(1) 移転料

区分	鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 100キ ロメー トル未 満	鉄 道 鉄 道 鉄 道 鉄 道 鉄 道 鉄 道 鉄 道 鉄 道	100キ ロメー トル 以上300 キロメ ートル未 満	300キ ロメー トル 以上500 キロメ ートル未 満	500キ ロメー トル 以上1,000 キロメ ートル未 満	1,000 キロメ ートル 以上1,500 キロメ ートル未 満	1,500 キロメ ートル 以上2,000 キロメ ートル未 満	2,000 キロメ ートル 以上
6級以 上の職 務にあ る者	117,000 円	134,000 円	165,000 円	204,000 円	270,000 円	284,000 円	304,000 円	353,000 円	
5級以	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000	

	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>下の職務にある者</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>備考 路程の計算については、水路8分の1キロメートル又は陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。</p> <p>(2) 着後手当</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">着後手当（1夜につき）</td> </tr> <tr> <td>甲地方</td> <td>乙地方</td> </tr> <tr> <td>12,000円</td> <td>10,800円</td> </tr> </table> <p>備考 着後手当の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で人事委員会規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。</p>	下の職務にある者	円	円	円	円	円	円	円	円	着後手当（1夜につき）		甲地方	乙地方	12,000円	10,800円
下の職務にある者	円	円	円	円	円	円	円	円								
着後手当（1夜につき）																
甲地方	乙地方															
12,000円	10,800円															

（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第2条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和31年長崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（旅費）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、知事は副大臣、副知事は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行において職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）第20条に該当する旅行を行った場合は、<u>同条に基づく旅行諸費を支給する。</u></p>	<p>（旅費）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、知事は副大臣、副知事は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行において職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）<u>第20条第2項及び第3項に該当する旅行を行った場合は、同条第1項及び第3項に基づく旅行諸費を支給する。</u></p>

（一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) <u>船員作業手当</u> （船員作業手当）</p> <p>第26条の2 <u>船員作業手当は、職員が、航海中の船舶において行う作業で人事委員会規則で定めるもの又は人事委員会がこれに相当すると認める作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 海事職給料表5級 3,080円 (2) 海事職給料表4級 2,570円 (3) 海事職給料表3級 2,120円 (4) 海事職給料表2級及び1級 1,670円</p>	<p>（種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(24) 略</p>

（警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 特殊作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 船員作業</p> <p>2～14 略</p> <p><u>15 第1項第17号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>公安職給料表7級、6級及び5級並びに海事職給料表5級 3,080円</u></p> <p>(2) <u>公安職給料表4級及び海事職給料表4級 2,570円</u></p> <p>(3) <u>公安職給料表3級及び海事職給料表3級 2,120円</u></p> <p>(4) <u>公安職給料表2級及び1級並びに海事職給料表2級及び1級 1,670円</u></p>	<p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 特殊作業手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>2～14 略</p>

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 船員作業手当</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p><u>(船員作業手当)</u></p> <p>第10条 <u>船員作業手当は、県立の水産高等学校に所属する船員が、練習船に乗船し、練習船の航海中において、人事委員会が定める作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>海事職給料表5級 3,080円</u></p> <p>(2) <u>海事職給料表4級 2,570円</u></p> <p>(3) <u>海事職給料表3級 2,120円</u></p> <p>(4) <u>海事職給料表2級及び1級 1,670円</u></p>	<p>(種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 削除</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>第10条 削除</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第4号

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前				
（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。				
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村		
略			略				
農 林 部 関 係	1～7 略		農 林 部 関 係	1～7 略			
	8 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～キ 略 ク 法第49条第1項の規定による立入調査に関すること（アからカまで及びシからソまでの事務に係るものに限る。）。 ケ及びコ 略 サ 法第50条の規定による報告の徴取に関すること（アからコまで及びシからソまでの事務に係るものに限る。）。 シ 略 ス <u>法第51条第3項の規定による違反転用事案の公表に関すること（ア及びエの事務に係るものに限る。）。</u> セ 法第51条第4項の規定による原状回復等の措置の実施及び公告に関すること（ア及びエの事務に係るものに限る。）。 ソ 法第51条第5項及び第6項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴取に関すること（セの事務に係るものに限る。）。	略		8 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～キ 略 ク 法第49条第1項の規定による立入調査に関すること（アからカまで及びシからセまでの事務に係るものに限る。）。 ケ及びコ 略 サ 法第50条の規定による報告の徴取に関すること（アからコまで及びシからセまでの事務に係るものに限る。）。 シ 略 ス 法第51条第3項の規定による原状回復等の措置の実施及び公告に関すること（ア及びエの事務に係るものに限る。）。 セ 法第51条第4項及び第5項の規定による原状回復等の措置に要した費用の徴取に関すること（ソの事務に係るものに限る。）。	略		
	9～12 略			9～12 略			
	土 木 部 関 係	1 略			土 木 部 関 係	1 略	
		2 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）及び長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～ハ 略		(1) アからウまで及びカからノまでに掲げる事務 島原市、諫早市、平戸市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市及び新上五島町		2 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）及び長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア～ハ 略	(1) アからウまで及びカからノまでに掲げる事務 島原市、諫早市、平戸市、対馬市、壱岐市、 <u>五島市</u> 、雲仙市、南島原市及び新上五島町

	(2) イから カまでに 掲げる事 務 大村 市、松浦 市、五島 市及び小 値賀町 (3) 略		(2) イから カまでに 掲げる事 務 大村 市、松浦 市及び小 値賀町 (3) 略
2の2～4 略		2の2～4 略	
5 長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略		5 長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの ア 略 イ <u>条例第7条第2項の規定による港湾施設の使用期間の延長の許可に関すること。</u> ウ～ス 略	
イ～シ 略		ウ～ス 略	
6～20 略		6～20 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表土木部関係の部2の項の改正部分は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第5号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前														
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）														
<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> <tr> <td>1及び2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">3～5 略</td> </tr> </table>	機関	事務	1及び2 略		3～5 略		<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> <tr> <td>1及び2 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 知事</td> <td><u>肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">4～6 略</td> </tr> </table>	機関	事務	1及び2 略		3 知事	<u>肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	4～6 略	
機関	事務														
1及び2 略															
3～5 略															
機関	事務														
1及び2 略															
3 知事	<u>肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）による肝炎患者に対する肝炎医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>														
4～6 略															

第2条 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前								
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）								
<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	事務	1 略		<table border="1"> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> </tr> <tr> <td>1 略</td> <td></td> </tr> </table>	機関	事務	1 略	
機関	事務								
1 略									
機関	事務								
1 略									

<p>2～4 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 略</td> </tr> <tr> <td>2 知事</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3～13 略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1 略			2 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	3～13 略			<p>2 知事</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1 略</td> </tr> <tr> <td>2 知事</td> <td>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3～13 略</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1 略			2 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	3～13 略		
機関	事務	特定個人情報																							
1 略																									
2 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略																							
3～13 略																									
機関	事務	特定個人情報																							
1 略																									
2 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略																							
3～13 略																									

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年6月14日から施行する。

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第6号

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～9 略</p> <p>10及び11 略</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～9 略</p> <p>10 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下本項において「法」という。）に基づくものであって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) 法第9条第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>11 採石法（昭和25年法律第291号。以下本項において「法」という。）に基づくものであって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第32条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>(2) 法第32条の7第1項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>12及び13 略</p>

12 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄及び3の項事務の欄に掲げるもの

13～18 略

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	

略	
教育委員会	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の4の項事務の欄及び5の項事務の欄に掲げるもの

略

14 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄、3の項事務の欄及び4の項事務の欄に掲げるもの

15～20 略

別表第2（第4条関係）

知事以外の執行機関	事務
略	
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求を行った住民の氏名又は住所の確認

略	
教育委員会	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項事務の欄及び6の項事務の欄に掲げるもの

略

第2条 長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
1～11 略	1～11 略
12 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄に掲げるもの	12 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第1の2の項事務の欄及び3の項事務の欄に掲げるもの
13～18 略	13～18 略
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）
知事以外の執行機関	知事以外の執行機関
事務	事務
略	
教育委員会	教育委員会
長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項事務の欄及び4の項事務の欄に掲げるもの	長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の4の項事務の欄及び5の項事務の欄に掲げるもの
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の長崎県住民基本台帳法施行条例別表第1の12の項及び別表第2の教育委員会の項の改正部分は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和8年6月14日から施行する。

長崎県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第7号

長崎県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

長崎県食肉衛生検査所設置条例（平成元年長崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 食肉衛生検査所及びその支所の名称及び位置は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諫早食肉衛生検査所</td> <td>諫早市</td> </tr> <tr> <td>諫早食肉衛生検査所川棚支所</td> <td>東彼杵郡川棚町</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	諫早食肉衛生検査所	諫早市	諫早食肉衛生検査所川棚支所	東彼杵郡川棚町	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 食肉衛生検査所及びその支所の名称及び位置は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川棚食肉衛生検査所</td> <td>東彼杵郡川棚町</td> </tr> <tr> <td>諫早食肉衛生検査所</td> <td>諫早市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川棚食肉衛生検査所	東彼杵郡川棚町	諫早食肉衛生検査所	諫早市	略	
名称	位置																
諫早食肉衛生検査所	諫早市																
諫早食肉衛生検査所川棚支所	東彼杵郡川棚町																
略																	
名称	位置																
川棚食肉衛生検査所	東彼杵郡川棚町																
諫早食肉衛生検査所	諫早市																
略																	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第8号

長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

長崎県食品衛生に関する条例（平成12年長崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>別表第1 営業施設の共通基準（第2条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 その他</p> <p>ア 略</p> <p>イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態^{（1）}で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。<u>ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。</u>別表第2第1号ア(1)において同じ。）をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合<u>（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1号アにおいて同じ。）</u>にあっては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。</p>	<p>別表第1 営業施設の共通基準（第2条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 その他</p> <p>ア 略</p> <p>イ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態^{（1）}で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第2第1号(1)において同じ。）をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>ウ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、第3号エ、ケ、シ及びタの基準を適用しない。</p>

<p>エ 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3号ク、ケ、シ、ス、タ及びチ並びに前号キの基準を適用しない。</p> <p>オ～キ 略</p> <p>別表第2 営業施設の業種別基準（第2条関係）</p> <p>1 飲食店営業</p> <p>ア 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>イ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 施設（全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。</p> <p>(2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。</p> <p>(3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。</p> <p>(4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。</p> <p>(5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。</p> <p>(6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。</p> <p>2～30 略</p>	<p>エ～カ 略</p> <p>別表第2 営業施設の業種別基準（第2条関係）</p> <p>1 飲食店営業</p> <p>自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～30 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第9号

自然公園内県営公園施設条例の一部を改正する条例

自然公園内県営公園施設条例（昭和32年長崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
県営公園施設を設置する自然公園の名称	県営公園施設の名称	設置場所	県営公園施設を設置する自然公園の名称	県営公園施設の名称	設置場所
雲仙天草国立公園	略	略	雲仙天草国立公園	略	略
	<u>仁田峠インフォメーションセンター</u>				
略			略		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第10号

長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例

長崎県子ども・女性・障害者支援センター設置条例（平成18年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
(設置) 第1条 略 2 センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。					(設置) 第1条 略 2 センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。				
区分	名称	位置	機能	所管区域	区分	名称	位置	機能	所管区域
1	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所 (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく女性相談支援センター (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生相談所 (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健福祉センター	長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡。ただし、左欄中第2号、第3号及び第5号に掲げる機能については、県の全区域とする。	1	長崎子ども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童相談所 (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づく女性相談支援センター (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者更生相談所 (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知的障害者更生相談所 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神保健福祉センター	長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、 <u>西海市</u> 、雲仙市、南島原市、 <u>西彼杵郡及び南松浦郡</u> 。ただし、左欄中第2号、第3号及び第5号に掲げる機能については、 <u>県の全区域とする。</u>
2	佐世保子ども・女性・障害者支援センター	佐世保市	(1) 児童福祉法に基づく児童相談所 (2) 知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所	佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、 <u>壱岐市</u> 、 <u>西海市</u> 、 <u>東彼杵郡</u> 、 <u>北松浦郡</u> 及び <u>南松浦郡</u>	2	佐世保子ども・女性・障害者支援センター	佐世保市	(1) 児童福祉法に基づく児童相談所 (2) 知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所	佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、 <u>壱岐市</u> 、 <u>東彼杵郡</u> 及び <u>北松浦郡</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第11号

長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例
 長崎県業務関係手数料条例（平成12年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料		1件	<u>22,000円</u>	1	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料		1件	<u>6,700円</u>
2～84 略						2～84 略					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第12号

長崎県国民健康保険条例の一部を改正する条例
 長崎県国民健康保険条例（平成29年長崎県条例第42号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 略 第4章 国民健康保険事業費納付金（第9条－ <u>第26条</u> ） 第5章 雑則（ <u>第27条</u> ） 附則 （国民健康保険事業費納付金の徴収） 第9条 略 2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定 政令、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事 業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省 令（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例で定め るところにより算定するものとする。 （医療費指数反映係数） 第10条 医療費指数反映係数は、0とする。ただし、各市町 における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必 要があると知事が認めるときは、この限りでない。	目次 第1章～第3章 略 第4章 国民健康保険事業費納付金（第9条－ <u>第23条</u> ） 第5章 雑則（ <u>第24条</u> ） 附則 （国民健康保険事業費納付金の徴収） 第9条 略 2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、算定 政令、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事 業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生 労働省令第111号）及びこの条例で定めるところにより算 定するものとする。 （医療費指数反映係数） 第10条 医療費指数反映係数は、0から1までの範囲内にお いて知事が定める数とする。

<p>(一般納付金所得係数) 第11条 略</p> <p>第12条～第14条 略 (後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第15条 略</p> <p>第16条～第18条 略 (介護納付金納付金所得係数) 第19条 略</p> <p>第20条～第22条 略 (子ども・子育て支援納付金納付金所得係数) 第23条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、県に係る第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 (1) 算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額 (2) 算定政令第11条の2第3項第2号に掲げる額 (子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合) 第24条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、算定政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。 (子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合) 第25条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。 (子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数) 第26条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。 第5章 雑則 第27条 略</p>	<p>2 知事は、前項の医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。 (年齢調整後医療費指数) 第11条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。 (一般納付金所得係数) 第12条 略 2 第10条第2項の規定は、前項の一般納付金所得係数を算定する場合に準用する。 第13条～第15条 略 (後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第16条 略 2 第10条第2項の規定は、前項の後期高齢者支援金等納付金所得係数を算定する場合に準用する。 第17条～第19条 略 (介護納付金納付金所得係数) 第20条 略 2 第10条第2項の規定は、前項の介護納付金納付金所得係数を算定する場合に準用する。 第21条～第23条 略</p> <p>第5章 雑則 第24条 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第13号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第76号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員配置)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～7 略</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官が指定する者が行う</u>乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下単に「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>こども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</u> ア～ウ 略</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>こども家庭庁長官が指定する者が行う</u>研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官が指定する者が行う</u>母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>こども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</u></p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>こども家庭庁長官が指定する者が行う</u>研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(職員配置)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～7 略</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>全国乳児福祉協議会が行う</u>乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を修了したもの</u> ア～ウ 略</p> <p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>全国乳児福祉協議会が行う</u>研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>全国母子生活支援施設協議会が行う</u>母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を修了したもの</u></p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>全国母子生活支援施設協議会が行う</u>研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
(5) 略

(児童養護施設の長の資格等)

第65条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第66条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)~(3) 略

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
(4)~(10) 略

(児童心理治療施設の長の資格等)

第109条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第118条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下単に「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(5) 略

(児童養護施設の長の資格等)

第65条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全国児童養護施設協議会が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を修了したもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための全国児童養護施設協議会が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第66条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)~(3) 略

(4)~(10) 略

(児童心理治療施設の長の資格等)

第109条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全国児童心理治療施設協議会が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を修了したもの

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための全国児童心理治療施設協議会が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第118条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する人材育成センター（以下単に「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

<p>(2)の2 <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)及び(4) 略</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第119条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)及び(2) 略</p> <p>(2)の2 <u>精神保健福祉士の資格を有する者</u> (2)の3 <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3)～(8) 略 (児童生活支援員の資格)</p> <p>第120条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)及び(2) 略</p> <p>(2)の2 <u>精神保健福祉士の資格を有する者</u> (2)の3 <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (3) 略</p>	<p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための<u>全国児童自立支援施設協議会</u>が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第119条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)及び(2) 略</p> <p>(3)～(8) 略 (児童生活支援員の資格)</p> <p>第120条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p>
--	--

(長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年長崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第16条 一時保護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 保育士</p> <p>(5)～(9) 略 2～4 略 (児童指導員の資格)</p> <p>第19条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) 略 (3)の2 <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (4)～(10) 略</p> <p>2 前項第1号の指定は、<u>児童福祉法施行規則別表第1</u>に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。 (食事)</p> <p>第24条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第22条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第16条 一時保護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。</u>） (5)～(9) 略 2～4 略 (児童指導員の資格)</p> <p>第19条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(3) 略</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2 前項第1号の指定は、<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。</u> (食事)</p> <p>第24条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p>

2～5 略

2～5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県園芸農産物規格条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第14号

長崎県園芸農産物規格条例を廃止する条例

長崎県園芸農産物規格条例（昭和34年長崎県条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県県民の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第15号

長崎県県民の森条例の一部を改正する条例

長崎県県民の森条例（昭和60年長崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（開園日）</p> <p>第7条 県民の森は、<u>知事の承認を得て指定管理者が定める日</u>（以下「休園日」という。）を除き、開園するものとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休園日に開園し、又は休園日以外の日に休園することができる。</u></p>	<p>（開園日）</p> <p>第7条 県民の森は、<u>12月29日から翌年の1月3日まで</u>（以下「休園日」という。）を除き、開園するものとする。<u>ただし、指定管理者は、やむを得ない事由があるときは、知事の承認を得て、休園日に開園し、又は休園日以外の日に休園することができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第16号

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例

長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例（昭和47年長崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「災害危険住宅」とは、次に掲げる住宅をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域内</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「災害危険住宅」とは、次に掲げる住宅をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次条の規定により地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅</u></p>

<p>に、既に建築されている住宅</p> <p>(5) <u>次条の規定により地すべり等危険地域として指定された区域内に、当該指定の際既に建築されている住宅</u></p> <p>(6) 略 (災害危険住宅の移転に対する補助)</p> <p>第4条 県は、市町村が災害危険住宅の所有者又は居住者に対し、当該災害危険住宅の移転に要する経費を補助した場合は、予算の範囲内において当該市町村の補助した額の2分の1以内の額を、市町村に対し補助するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(5) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、第3号に掲げる区域に指定される見込みのある区域内に、既に建築されている住宅</u></p> <p>(6) 略 (災害危険住宅の移転に対する補助)</p> <p>第4条 県は、市町村が災害危険住宅の所有者又は居住者に対し、当該災害危険住宅の移転に要する経費を補助した場合は、予算の範囲内において当該市町村の補助した額の2分の1以内の額（<u>災害危険住宅1戸につき24万3,000円を限度とする。</u>）を、市町村に対し補助するものとする。</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第17号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～70 略						1～70 略					
71	マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有するマンションの容積率又は各部分の高さの特例の許可申請手数料		1件	160,000円	71	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有するマンションの容積率の特例許可申請手数料		1件	160,000円
72～75 略						72～75 略					
76	マンションの管理の適正化	マンション管理計画認定又	(1) 法第5条の14各号に掲げる基準に適合することを証			76	マンションの管理の適正化	マンション管理計画認定又	(1) 法第5条の4各号に掲げる基準に適合することを証		

			を乗じて 得た額を 加算した 額)				を乗じて 得た額を 加算した 額)
	(2) 変更前の管理 計画に係る長期 修繕計画の数が 2以上である場 合	1件	14,500円 に1を超 える当該 長期修繕 計画の数 に8,000円 を乗じて 得た額を 加算した 額(ただし、長期 修繕計画 を追加す る場合に あっては 、当該金 額に当該 追加する 長期修繕 計画の数 に16,000 円を乗じ て得た額 を加算し た額)		(2) 変更前の管理 計画に係る長期 修繕計画の数が 2以上である場 合		14,500円 に1を超 える当該 長期修繕 計画の数 に8,000円 を乗じて 得た額を 加算した 額(ただし、長期 修繕計画 を追加す る場合に あっては 、当該金 額に当該 追加する 長期修繕 計画の数 に16,000 円を乗じ て得た額 を加算し た額)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の76の項及び77の項の改正部分は、公布の日から施行する。

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第18号

長崎県営住宅条例の一部を改正する条例

長崎県営住宅条例（平成9年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅及び共同施設、準公営住宅並びに県単独住宅の設置及び管理について、<u>同法</u>及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅及び共同施設、準公営住宅、<u>住宅地区改良法</u>（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地区施設並びに県単独住宅の設置及び管理について、<u>公営住宅法</u>、<u>住宅地区改良法</u>及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 県営住宅 公営住宅、準公営住宅及び県単独住宅をいう。

(5) 略

(6)及び(7) 略

(8) 県営住宅監理員 公営住宅法第33条の規定により知事が命ずる者をいう。

(設置)

第3条 県は、住宅に困窮する低額所得者を低廉な家賃で入居させるため、県営住宅を設置する。

2 略

(入居者資格)

第6条 県営住宅に入居することができる者は、少なくとも次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあつては第2号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。

(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 21万4,000円

(ア) 入居者又は同居者にaからeまでのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(イ) 略

(ウ) 同居者に18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある扶養親族がある場合

イ及びウ 略

(2)～(4) 略

2 略

(1)及び(2) 略

(3) 改良住宅 住宅地区改良法第17条の規定により県が建設する住宅及びその附帯施設をいう。

(4) 略

(5) 県営住宅 公営住宅、準公営住宅、改良住宅及び県単独住宅をいう。

(6) 略

(7) 地区施設 住宅地区改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。

(8)及び(9) 略

(10) 県営住宅監理員 公営住宅法第33条（住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定により知事が命ずる者をいう。

(設置)

第3条 県は、住宅に困窮する低額所得者及び不良住宅の除却等に依り住宅に困窮する者を低廉な家賃で入居させるため、県営住宅を設置する。

2 略

(入居者資格)

第6条 県営住宅（改良住宅を除く。この項及び次項において同じ。）に入居することができる者は、少なくとも次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあつては第2号に掲げる条件）を具備する者でなければならない。

(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 21万4,000円

(ア) 入居者又は同居者にaからcまでのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 前号エ、カ又はキに該当する者

(イ) 略

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者があ

る場合
イ及びウ 略

(2)～(4) 略

2 略

3 改良住宅の入居者は、次の各号のいずれかに掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第1号イに掲げる県営住宅のうち公営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第11条 削除

認められるものでなければならない。

(1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業（住宅地区改良法第2条第1項に規定するものをいう。）の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 改良地区（住宅地区改良法第4条の規定により指定された土地の区域をいう。以下同じ。）の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第8条の定めるところにより知事が承認した者に限る。

ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅のうち公営住宅の入居者は、同項各号（単身入居有資格者にあっては、同項第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(改良住宅の入居の特例)

第11条 住宅地区改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第4条、第5条、第6条第1項及び第2項並びに第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、「ア

入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 21万4,000円

(ア) 入居者又は同居者にaからcまでのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 前号エ、カ又はキに該当する者

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 県営住宅が、公営住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は公営住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した場合は15万8,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

(住宅入居の手續)

第13条 略

2 略

3 知事は、知事が適当と認める家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結した者又は特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 略

5 第1項第1号の連帯保証人の極度額は、第18条第1項又は第3項の規定により決定した家賃の24月分とする。

(同居の承認)

第15条 略

2 知事は、次の各号に掲げる場合は、前項の承認をしてはならない。

(1) 略

(2) 前項の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、第6条第1項第2号に規定する区分に応じ、同号に規定する金額を超える場合

(家賃の決定)

第18条 県営住宅の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定された収入（同条第4項及び第5項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第34条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、県営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第41条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が正当な理由なくその請求に応じないときは、当該入居者に係る県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 略

」とあるのは「

ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 13万9,000円

ア) 入居者又は同居者にaからcまでのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 前号エ、カ又はキに該当する者

イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ アに掲げる場合以外の場合 11万4,000円

」と読み替えるものとする。

2 改良住宅間又は公営住宅等と改良住宅との間の入居者の入れ替えについては、第5条第8号の規定を準用する。

(住宅入居の手續)

第13条 略

2 略

3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 略

5 第1項第1号の連帯保証人の極度額は、第18条第1項、第3項又は第4項の規定により決定した家賃の24月分とする。

(同居の承認)

第15条 略

2 知事は、次の各号に掲げる場合は、前項の承認をしてはならない。

(1) 略

(2) 前項の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、第6条第1項第2号に規定する区分に応じ、同号に規定する金額（第11条第1項の規定による改良住宅の入居者にあつては、同項の規定により読み替えた金額）を超える場合

(家賃の決定)

第18条 県営住宅（改良住宅を除く。以下この項において同じ。）の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定された収入（同条第4項及び第5項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第34条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、県営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第41条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が正当な理由なくその請求に応じないときは、当該入居者に係る県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 略

3 改良住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧公営住宅法」という。）第12条第1項に規定す

3 略

第23条 削除

(敷金)

第26条 略

2～5 略

6 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等県営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(費用の負担)

第27条 県営住宅及び共同施設の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに県が管理する給水施設、排水施設(汚水処理槽を含む。)、電気施設、ガス施設、消火施設、共同じんかい処理施設及び住宅団地内道路の修繕に要する費用は、県(県営住宅のうち、民間の土地所有者等が所有する住宅を県が借り上げて管理する場合にあっては、当該土地所有者等)の負担とする。ただし、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用については、この限りでない。

2 略

3 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 共同施設の使用に要する費用

(5) 第1項本文に規定するもの以外の県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第28条 県営住宅の入居者は、県営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 県営住宅の入居者は、当該入居者の責に帰すべき事由によって県営住宅及び共同施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第34条 知事は、県営住宅に引き続き3年以上入居している者で第17条第3項の規定により認定した収入の額が第6条第1項の金額を超えるものを、毎年度、収入超過者と認定し、第17条第3項に規定する通知と併せて、その旨を通知

る算出方法により算出した額を限度として、知事が別に定める。

4 略

(家賃の変更)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第3項に規定する改良住宅の家賃を変更し、又は同項の規定にかかわらず別に定めることができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 改良住宅について改良を施したとき。

2 知事は、前項の場合において、変更し、又は別に定めようとする家賃が旧公営住宅法第12条第1項に規定する月割額(同法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合においては、当該月割額)の限度を超えるときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴かなければならない。

(敷金)

第26条 略

2～5 略

6 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設及び地区施設の整備に要する費用に充てる等県営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(費用の負担)

第27条 県営住宅、共同施設及び地区施設の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに県が管理する給水施設、排水施設(汚水処理槽を含む。)、電気施設、ガス施設、消火施設、共同じんかい処理施設及び住宅団地内道路の修繕に要する費用は、県(県営住宅のうち、民間の土地所有者等が所有する住宅を県が借り上げて管理する場合にあっては、当該土地所有者等)の負担とする。ただし、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用については、この限りでない。

2 略

3 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。

(1)～(3) 略

(4) 共同施設及び地区施設の使用に要する費用

(5) 第1項本文に規定するもの以外の県営住宅、共同施設及び地区施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第28条 県営住宅の入居者は、県営住宅、共同施設又は地区施設(管理事務所を除く。)の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 県営住宅の入居者は、当該入居者の責に帰すべき事由によって県営住宅、共同施設又は地区施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第34条 知事は、県営住宅に引き続き3年以上入居している者で第17条第3項の規定により認定した収入の額が第6条第1項の金額(第11条第1項の規定による改良住宅の入居者にあっては、同項の規定により読み替えた金額)を超

しなければならない。

2 及び 3 略

(収入超過者に対する家賃等)

第36条 収入超過者は、第34条第1項の規定による認定に係る期間(当該収入超過者が当該認定に係る期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 略

3 第22条、第24条及び第25条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第38条 高額所得者は、第34条第2項の規定による認定の効力が生じる日から前条第1項の期限が到来する日までの間(当該高額所得者が当該期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第3項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃を家賃として支払わなければならない。

2 及び 3 略

(期間通算)

第40条 知事が第7条第1項(第12条において準用する場合を含む。)の規定による申込みをした者を他の県営住宅に入居させた場合における第34条から前条までの規定の適用については、その者が県営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅法第44条第3項の規定による県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

2 略

(収入状況の報告の請求等)

第41条 知事は、第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条(第36条第3項又は第38条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免

えるものを、毎年度、収入超過者と認定し、第17条第3項に規定する通知と併せて、その旨を通知しなければならない。

2 及び 3 略

(収入超過者に対する家賃等)

第36条 収入超過者は、第34条第1項の規定による認定に係る期間(当該収入超過者が当該認定に係る期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第4項の規定にかかわらず、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、改良住宅の収入超過者は、旧公営住宅法第13条第3項の月割額(第1項の家賃が当該月割額を超えている場合にあっては、当該家賃の額)に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額以下で知事が定める割増賃料(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)を支払わなければならない。

(1) 改良住宅の収入超過者が第6条第1項第2号アに掲げる場合で当該収入超過者の収入が13万9,000円を超え15万8,000円以下であると認定されたとき又は収入超過者が同号ウに掲げる場合で当該収入超過者の収入が11万4,000円を超え15万8,000円以下であると認定されたとき 0.3

(2) 改良住宅の収入超過者の収入が15万8,000円を超え19万1,000円以下であると認定された場合 0.5

(3) 改良住宅の収入超過者の収入が19万1,000円を超えると認定された場合 0.8

4 第22条、第24条及び第25条の規定は、第1項の家賃及び第3項の割増賃料について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第38条 高額所得者は、第34条第2項の規定による認定の効力が生じる日から前条第1項の期限が到来する日までの間(当該高額所得者が当該期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第4項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃を家賃として支払わなければならない。

2 及び 3 略

(期間通算)

第40条 知事が第7条第1項(第11条第1項又は第12条において準用する場合を含む。)の規定による申込みをした者を他の県営住宅に入居させた場合における第34条から前条までの規定の適用については、その者が県営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅法第44条第3項の規定による県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

2 略

(収入状況の報告の請求等)

第41条 知事は、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条(第36条第4項又は第38条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免

若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を請求し、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

第42条及び第43条 削除

(県施行建替事業に係る家賃の特例)

第46条 知事は、前条の申出をした入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。

(県営住宅の用途廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第47条 知事は、公営住宅法第44条第3項の規定による県営住宅の用途の廃止による県営住宅(公営住宅に限る。以下この条において同じ。)の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(準公営住宅及び県単独住宅の建替等)

第48条 略

(住宅の明渡請求)

第50条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県営住宅の入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 入居者が県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4)～(7) 略

2～6 略

(家賃)

第61条 第58条の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2 略

(準用)

第62条 第58条の規定による公営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第

若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を請求し、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(改良住宅の適用除外)

第42条 第34条第2項、第37条、第38条及び第40条の規定は、改良住宅については適用しない。

第43条 削除

(県施行建替事業に係る家賃の特例)

第46条 知事は、前条の申出をした入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。

(県営住宅の用途廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第47条 知事は、公営住宅法第44条第3項(住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)の規定による県営住宅の用途の廃止による県営住宅(公営住宅及び改良住宅に限る。以下この条において同じ。)の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(準公営住宅、改良住宅及び県単独住宅の建替等)

第48条 略

(住宅の明渡請求)

第50条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県営住宅の入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 入居者が県営住宅、共同施設又は地区施設を故意に毀損したとき。

(4)～(7) 略

2～6 略

(家賃)

第61条 第58条の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2 略

(準用)

第62条 第58条の規定による公営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第

10条まで、第13条から第16条まで、第22条、第24条から第33条まで、第41条、第44条から第47条まで、第49条、第50条及び第75条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第60条」と、第24条第1項中「第37条第1項若しくは第44条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、第41条第1項中「第18条第1項若しくは第3項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条（第36条第3項又は第38条第3項）において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第61条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

（駐車場の使用決定）

第63条 県営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下単に「駐車場」という。）を使用しようとする者は、知事より駐車場の使用者としての決定を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第76条 県営住宅又は共同施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第77条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 県営住宅又は共同施設の維持及び修繕に関する業務

(4) 略

（指定管理者の指定の手続）

第78条 第76条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 県営住宅又は共同施設の管理に関する事業計画書

(2) 略

（指定管理者の指定の基準）

第79条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県営住宅又は共同施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (2) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った県営住宅又は共同施設の管理を安定して行うことができるものであること。

(3)及び(4) 略

（敷地の目的外使用）

第80条 知事は、県営住宅又は共同施設の用に供されている土地の一部につき、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところにより、その使用を許可することができる。

10条まで、第13条から第16条まで、第22条、第24条から第33条まで、第41条、第44条から第47条まで、第49条、第50条及び第75条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第60条」と、第24条第1項中「第37条第1項若しくは第44条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、第41条第1項中「第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条（第36条第4項又は第38条第3項）において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第61条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

（駐車場の使用決定）

第63条 県営住宅（改良住宅を除く。）の共同施設として整備された駐車場又は改良住宅の駐車場（以下単に「駐車場」という。）を使用しようとする者は、知事より駐車場の使用者としての決定を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第76条 県営住宅、共同施設又は地区施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第77条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)及び(2) 略
- (3) 県営住宅、共同施設又は地区施設の維持及び修繕に関する業務

(4) 略

（指定管理者の指定の手続）

第78条 第76条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 県営住宅、共同施設又は地区施設の管理に関する事業計画書

(2) 略

（指定管理者の指定の基準）

第79条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県営住宅、共同施設又は地区施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (2) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った県営住宅、共同施設又は地区施設の管理を安定して行うことができるものであること。

(3)及び(4) 略

（敷地の目的外使用）

第80条 知事は、県営住宅、共同施設又は地区施設の用に供されている土地の一部につき、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところにより、その使用を許可することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第19号

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年長崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前											
<p>目次 第1章～第3章 略 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示（第18条—<u>第30条の2</u>） 第2節～第4節 略 第5章及び第6章 略 附則 （利用及び提供の制限） 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="153 1128 783 1171"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="153 1417 783 1460"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>（開示請求に係る手数料） 第30条 議長に対し開示請求をする者は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号。<u>次条において「手数料条例」という。</u>）別表第1総務部の表3の項に定める区分及び単位に応じた金額の手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。 (1)及び(2) 略 <u>（手数料条例の規定の準用）</u> 第30条の2 <u>手数料条例第5条及び第6条の規定は、前条の手数料について準用する。</u></p>	略	略	<p>目次 第1章～第3章 略 第4章 開示、訂正及び利用停止 第1節 開示（第18条—<u>第30条</u>） 第2節～第4節 略 第5章及び第6章 略 附則 （利用及び提供の制限） 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="823 1128 1452 1417"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第30条</td> <td><u>納めなければならない</u> <u>ない</u></td> <td><u>納めなければならない。</u> <u>この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>（開示請求に係る手数料） 第30条 議長に対し開示請求をする者は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1総務部の表3の項に定める区分及び単位に応じた金額の手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。 (1)及び(2) 略</p>	略	略	略	第30条	<u>納めなければならない</u> <u>ない</u>	<u>納めなければならない。</u> <u>この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる</u>	略	略	略
略												
略												
略	略	略										
第30条	<u>納めなければならない</u> <u>ない</u>	<u>納めなければならない。</u> <u>この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる</u>										
略	略	略										

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第30条の2の規定は、施行日に降にされる開示請求に係る手数料について適用し、施行日前にされた開示請求に係る手数料については、なお

従前の例による。

長崎県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第20号

長崎県高等学校等教育改革促進基金条例

(基金の設置)

第1条 公立の高等学校等(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)における教育改革の推進のための事業に要する基金を積み立てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、長崎県高等学校等教育改革促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証証券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

長崎県知事 平田 研

長崎県条例第21号

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正)

第1条 市町村立学校県費負担教職員定数条例(昭和32年長崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員(以下「教職員」という。)の定数は、 <u>8,904人</u> とする。	(定数) 第2条 市町村立学校県費負担教職員(以下「教職員」という。)の定数は、 <u>9,045人</u> とする。

(県立学校職員定数条例の一部改正)

第2条 県立学校職員定数条例(昭和32年長崎県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。	(定数) 第3条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,776人</u>	(1) 中学校及び高等学校の職員 <u>2,794人</u>
(2) 特別支援学校の職員 <u>1,295人</u>	(2) 特別支援学校の職員 <u>1,300人</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二四

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト